資　　材

平成24年6月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　　目	6　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−815	−9,410	253
（対前年同月比）	（　—）	（19.0）	（−96.2）
貿易収支	1,120	−8,482	1,299
（対前年同月比）	（−13.7）	（10.0）	（−83.0）
輸出	54,221	50,542	55,060
（対前年同月比）	（−1.5）	（11.3）	（−1.0）
輸入	53,101	59,025	53,762
（対前年同月比）	（−1.2）	（11.1）	（12.0）
サービス収支	−1,935	−928	−1,046
所得収支	5,802	12,737	6,048
経常移転収支	−654	−1,176	−912
経常収支	4,333	2,151	5,389
（対前年同月比）	（−19.6）	（−62.6）	（−52.5）
投資収支	−20,418	−7,465	−1,833
直接投資	−13,384	−9,246	−6,391
証券投資	−27,005	−8,150	−47,188
（証券貸借取引を除く）	（−8,454）	（−8,658）	（−20,361）
金融派生商品	273	−570	2,364
その他投資	19,698	10,502	49,381
（証券貸借取引を除く）	（1,146）	（11,008）	（22,551）
その他資本収支	188	19	50
資本収支	−20,230	−7,446	−1,783
外貨準備増（−）減	7,483	2,363	−300
誤差脱漏	8,414	2,932	−3,306

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成24年上半期中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　　目	平成24年上半期	前　期	前年同期
貿易・サービス収支	−34,227	−23,012	−10,769
（対前年同期比）	（217.8）	（　—）	（　—）
貿易収支	−24,957	−11,207	−4,957
（対前年同期比）	（403.4）	（　—）	（　—）
輸出	315,488	320,496	306,752
（対前年同期比）	（2.8）	（−1.4）	（−2.3）
輸入	340,445	331,703	311,709
（対前年同期比）	（9.2）	（15.9）	（14.1）
サービス収支	−9,271	−11,805	−5,811
所得収支	71,467	67,629	72,755
経常移転収支	−6,873	−4,353	−6,743
経常収支	30,366	40,264	55,243
（対前年同期比）	（−45.0）	（−54.5）	（−38.9）
投資収支	−56,925	86,009	−23,632
直接投資	−49,117	−63,907	−28,757
証券投資	−18,007	42,816	86,439
（証券貸借取引を除く）	（−26,777）	（39,994）	（112,971）
金融派生商品	−4,406	9,199	4,271
その他投資	14,605	97,902	−85,584
（証券貸借取引を除く）	（23,372）	（100,684）	（−112,155）
その他資本収支	792	2,002	−1,720
資本収支	−56,133	88,012	−25,352
外貨準備増（−）減	21,334	−120,822	−17,075
誤差脱漏	4,433	−7,453	−12,816

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　　告

認　　可

工　場　財　団

伊達市梅本町４番地２**株式会社ユーラスエナジー伊達**の工場財団に伊達市南黄金町206番地20株式会社ユーラスエナジー伊達　伊達ウインドファームの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年８月16日　　札幌法務局室蘭支局

福岡県久留米市通町８番地の16**三光株式会社**の熊本県荒尾市大島字四ツ山1723番地三光株式会社有明工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年８月16日　　熊本地方法務局玉名支局

解　散　命　令　公　告

経済産業省公告第７号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成24年８月16日　　中国経済産業局長　井辺　國夫

別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
協同組合共栄経営センター 広島市安佐南区中須１丁目８番８号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。